

# 令和2年度 樺戸郡浦臼町農業委員会

## 第4回 (11月) 会議録

招 集 期 日	令和2年11月25日	13時30分	場 所	行政センター 委員会室
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告 者	開会	令和2年11月25日	招 集 者	畑 山 証
	閉会	令和2年11月25日	会 長	畑 山 証
会 長	畑 山 証		職 務 代 理	位 田 勝

### 委員の応招、並びに出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	位 田 勝	出席	6	今 田 厚 子	出席	11	静 川 広 巳	出席
2	古 橋 優 一	出席	7	石 橋 和 博	欠席	12	土 橋 直 生	出席
3	三 次 博 之	出席	8	佐 藤 等	出席	13	畑 山 証	出席
4	鎌 田 和 久	出席	9	高 田 輝 雄	出席			
5	石 井 文 彦	出席	10	折 坂 義 一	出席			

農業委員会事務局職員 事務局長 横 井 正 樹 書記 係長: 國田幹夫・主査: 木村秀幸

### 議案説明のため出席した者の職氏名

町長		副町長	
----	--	-----	--

### 議事日程並びに会議事件

日程第1		会期の決定について
日程第2		会議録署名委員の指名について 8 佐藤 委員 9 高田 委員
日程第3	報告第1号	買入協議の要請について
日程第4	議案第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日程第5	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6	議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議事の顛末

議 長

会長挨拶

それでは、定数に達しているので、只今より第4回浦臼町農業委員会総会を開催いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会期を定めることについてを議題とします。本日の第4回浦臼町農業委員会の会期は、令和2年11月25日、本日1日とすることにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第2、会議録署名委員の指名ですが、議長が指名することにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、8番、佐藤委員、9番、高田委員、よろしく申し上げます。

日程第3以降につきましては、事務局長より説明します。

局 長

第4回浦臼町農業委員会総会の議事につきまして、日程第3、報告第1号、買入協議の要請について1件でございます。日程第4、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、4件でございます。日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、使用貸借5件、賃貸3件、売買2件でございます。日程第6、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、1件でございます。これらの審議を賜りたいと存じます。以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。それでは順次議題に入ります。

日程第3、報告第1号、買入協議の要請についてを議題とします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議案1ページをお開き下さい。報告第1号、買入協議の要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、下記の者より買入申し出があったので同法第16条第1項の規定に基づき買入協議されるよう浦臼町長に要請したので報告する。令和2年11月25日提出、浦臼町農業委員会会長 畑山 証。1.土地及び関係人の表示、所在は「字\*\*\*」地番は「\*\*\*番地\*\*」他\*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、面積は「\*」が\*\*\*平方メートル、「\*」が\*\*\*平方メートル、合計\*\*\*平方メートルです。申出

人の氏名及び住所は、「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*\*」「\*\*\* \*」さん。利用調整の経過ですが、買入希望認定農業者の即買入が困難なためです。予定価格は\*\*\*\*\*円で安定対策タイプの申込みとなります。図面は2ページになります。場所は\*\*地区で、\*\*\* \*\* \*線沿いの一団地の農地であります。議案1ページの説明は以上でございます。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員 ありません。

議 長 それでは、報告第1号、買入協議の要請につきましては、承認することといたします。

議 長 次に議案3ページ、日程第4、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。貸主「\*\*\*\*」さん、借主「\*\*\*\*」さんについてを議題とします。事務局の説明を、お願いします。

事務局 議案3ページをお開き下さい。議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、下記の者から農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約通知書が提出されており、賃貸借の解約が成立していると考えられることから、意見を求めます。令和2年11月25日提出、浦臼町農業委員会会長 畑山 証。1.土地及び関係人の表示、所在は「字\*\*\*\*\*番地\*」外\*筆。地目については公簿、現況ともに一覧のとおりで、農地の面積は「\*」が\*\*\*\*\*平方メートル、「\*」が\*\*\*\*\*平方メートル、合計\*\*\*\*\*平方メートルです。貸主は「\*\*\*\*」さん、借主は「\*\*\*\*」さんです。摘要は合意解約。農業経営基盤強化促進法、\* - 賃 - \*\*、平成\*\*年\*月\*\*日からの賃貸でしたが、令和\*年\*\*月\*\*日に合意解約の通知書が提出されております。図面は4ページになります。場所は鶴沼地区で、町道12号線に面する一団地の農地であります。合意解約した農地については、本日の議案に提出しておりますが、農地法第3条による賃貸を行います。議案3ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員 ありません。

議 長 それでは、この件の合意解約については、承認致します。

議 長 次に5ページ、貸主「\*\*\*\*」さん、借主「\*\*\*\*\*」さんについてを議題とします。事務局の説明を、お願いします。

事務局 議案5ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字\*\*\*\*\*番地\*」外\*\*筆。地目については公簿、現況ともに一覧のとおりで、農地の面積は「\*」で\*\*\*\*\*平方メートルです。貸主は「\*\*\*\*」さん、借主は「\*\*\*\*\*」さんです。摘要は合意解約。農地法第3条、許可番号\*\*\*\*号、平成\*\*年\*月\*\*日からの賃貸のほか、\*-賃-\*\*、\*-賃-\*\*、令和\*年\*月\*\*日からの賃貸も含め、令和\*年\*\*月\*日に合意解約の通知書が提出されております。図面は6から7ページになります。場所は\*\*地区で、\*\*\*に点在する農地です。合意解約した農地については、本日の議案に提出しておりますが、\*\*\*番地\*\*の一筆の農地を除いて、農地法第3条による賃貸をいまず。議案5ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員 ありません。

議 長 それでは、この件の合意解約については、承認致します。

議 長 次に8ページ、貸主「\*\*\*\*」さん、借主「\*\*\*\*\*」さんについてを議題とします。事務局の説明を、お願いします。

事務局 議案8ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字\*\*\*\*\*番地\*」外\*筆。地目については公簿、現況ともに一覧のとおりで、農地の面積は「\*」で\*\*\*\*\*平方メートルです。貸主は「\*\*\*\*」さん、借主は「\*\*\*\*\*」さんです。摘要は合意解約。農業経営基盤強化促進法、\*\*-賃-\*\*、平成\*\*年\*月\*\*日からの賃貸でしたが、令和\*年\*\*月\*日に合意解約の通知書が提出されております。図面は9から10ページになります。場所は\*\*地区で、\*\*\*\*\*線の\*\*に位置する農地であります。合意解約した農地については、本日の議案に提出しておりますが、農地法第3条による賃貸を行います。議案8ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員

ありません。

議長

それでは、この件の合意解約については、承認致します。

議長

次に11ページ、貸主「\*\*\*\*\*」さん、借主「\*\*\*\*\*」さんについてを審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議案11ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字\*\*\*\*\*番地\*\*」本1筆。地目については公簿、現況ともに一覧のとおりで、農地の面積は「\*」で\*\*\*\*\*平方メートルです。貸主は「\*\*\*\*\*」さん、借主は「\*\*\*\*\*」さんです。摘要は合意解約。農地法第3条、許可番号第\*\*\*\*号、平成\*\*年\*月\*\*日からの賃貸でしたが、令和\*年\*月\*日に合意解約の通知書が提出されております。図面は12ページになります。場所は\*\*\*地区で、\*\*\*\*線の北側に面する農地であります。合意解約した農地については、本日の議案に提出しておりますが、農地法第3条による売買を行います。議案11ページの説明は以上であります。

議長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員

ありません。

議長

それでは、この件の合意解約については、承認致します。

議長

次に13ページ、日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。貸主「\*\*\*\*\*」さん、借主「\*\*\*\*\*」さんについて審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議案13ページをお開き下さい。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、下記の者から農地法第3条の規定による許可申請書の提出がありましたので、意見を求めます。令和2年11月25日提出 浦臼町農業委員会会長 畑山 証。1.土地及び関係人の表示、所在は「字\*\*\*\*\*番地\*」他\*\*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「\*」が\*\*\*\*\*平方メートル、「\*」が\*\*\*\*\*平方メートル、合計\*\*\*\*\*平方メートルです。貸主は「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*」「\*\*\*\*\*」さん。借主は「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*」「\*\*\*\*\*」さんです。貸付理由は「経営移譲による所有地の使用貸借」、借受理由は「経営を譲受け、申請地を使用貸借し、農業経営を確立する。」で、期間は10年間です。図面は14から18ページになります。場所は\*

\*地区で、農地は\*\*を挟んで、北は\*\*\*\*町との境界から南は\*\*市街まで、分布しております。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、19ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案13ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件について、許可することで決定致します。

議 長 次に20ページ、貸主「\*\*\*\*」さん、借主「\*\*\*\*」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局 議案20ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字\*\*\*\*\*番地\*\*」他\*\*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「\*」で\*\*\*\*\*平方メートルです。貸主は「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*\*」「\*\*\*\*」さん。借主は「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*\*」「\*\*\*\*」さんです。貸付理由は「経営移譲による所有地の使用貸借」、借受理由は「経営を譲受け、申請地を使用貸借し、農業経営を確立する。」で、期間は10年間です。図面は21から23ページになります。場所は\*\*地区で、\*\*を中心に南北に面している一団地の農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、24ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案20ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件については、許可することで決定致します。

議 長 次に25ページ、貸主「\*\*\*\*\*」さん、借主「\*\*\*\*」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局 議案25ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字\*\*\*\*\*番地\*」他\*\*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「\*」が\*\*\*\*\*平方メートル、「\*」が\*\*\*平方メートル、合計\*\*\*\*\*平方メートルです。貸主は「浦臼町字\*\*\*\*\*

\*\*番地の\*」「\*\*\*\*\*」さん。借主は「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*」「\*\*\*\*\*」さんです。貸付理由は「経営移譲による所有地の使用貸借」、借受理由は「経営を譲受け、申請地を使用貸借し、農業経営を確立する。」で、期間は10年間です。図面は26から28ページになります。場所は\*\*地区で、\*\*\*\*\*線に面している一団地の農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、29ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案25ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件については、許可することで決定致します。

議 長 次に30ページ、貸主「\*\*\*\*\*」さん、借主「\*\*\*\*\*」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局 議案30ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字\*\*\*\*\*番地\*\*」他\*\*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「\*」が\*\*\*\*\*平方メートル、「\*」が\*\*\*\*\*平方メートル、合計\*\*\*\*\*平方メートルです。貸主は「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*」「\*\*\*\*\*」さん。借主は「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*」「\*\*\*\*\*」さんです。貸付理由は「所有地の使用貸借」、借受理由は「申請地を使用貸借し、農業経営を確立する。」で、期間は10年間です。図面は31から32ページになります。場所は\*\*地区で、\*\*の北側に面している一団地の農地です。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、33ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案30ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件については、許可することで決定致します。

議 長 次に34ページ、貸主「\*\*\*\*\*」さん、借主「\*\*\*\*\*」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議案34ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字\*\*\*\*\*番地\*」他\*\*\*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「\*」が\*\*\*\*\*平方メートル、「\*」が\*\*\*\*\*平方メートル、合計\*\*\*\*\*平方メートルです。貸主は「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*\*\*」「\*\*\*\*\*」さん。借主は「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*\*\*」「\*\*\*\*\*」さんです。貸付理由は「経営移譲による所有地の使用貸借」、借受理由は「経営を譲受け、申請地を使用貸借し、農業経営を確立する。」で、期間は10年間です。図面は35から52ページになります。農地は、町内のほぼ全域に分布しております。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、53ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案34ページの説明は以上であります。

議長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員

ありません。

議長

それでは、この件については、許可することで決定致します。

議長

次に54ページ、貸主「\*\*\*\*\*」さん、借主「\*\*\*\*\*」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局

議案54ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字\*\*\*\*\*番地\*」他\*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「\*」が\*\*\*\*\*平方メートル、「\*」が\*\*\*\*\*平方メートル、合計\*\*\*\*\*平方メートルです。貸主は「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*\*\*」「\*\*\*\*\*」さん。借主は「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*\*」「\*\*\*\*\*」さんです。貸付理由は「返還地の再貸付」、借受理由は「申請地を借り受け、農業経営を確立する。」です。対価は\*\*\*\*\*円で、\*の単価は\*\*\*\*\*円、\*の単価は\*\*\*\*\*円で、期間は\*年間です。図面は55ページになります。場所は、議案3ページで説明した農地ですので、説明は割愛します。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、56ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案54ページの説明は以上であります。

議長

只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委員

ありません。

議 長            それでは、この件については、許可することで決定致します。

議 長            次に57ページ、貸主「\*\*\*\*」さん、借主「\*\*\*\*」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局            議案57ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字\*\*\*\*番地\*」他\*\*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「\*」で\*\*\*\*平方メートルです。貸主は「浦臼町字\*\*\*\*番地の\*\*」「\*\*\*\*」さん。借主は「浦臼町字\*\*\*\*番地の\*」「\*\*\*\*」さんです。貸付理由は「返還地の再貸付」、借受理由は「申請地を借り受け、農業経営を確立する。」です。対価は\*\*\*\*円で、\*の単価は\*\*\*\*円と、\*\*\*\*円で、期間は\*年間です。図面は58から59ページになります。場所は、議案5ページで説明した農地ですので、説明は割愛します。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、60ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案57ページの説明は以上であります。

議 長            只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員            ありません。

議 長            それでは、この件については、許可することで決定致します。

議 長            次に61ページ、貸主「\*\*\*\*」さん、借主「\*\*\*\*」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局            議案61ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字\*\*\*\*番地\*」他\*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「\*」で\*\*\*\*平方メートルです。貸主は「浦臼町字\*\*\*\*番地の\*\*」「\*\*\*\*」さん。借主は「浦臼町字\*\*\*\*番地の\*」「\*\*\*\*」さんです。貸付理由は「返還地の再貸付」、借受理由は「申請地を借り受け、農業経営を確立する。」対価\*\*\*\*円で、\*の単価は\*\*\*\*円と、\*\*\*\*円で、期間は\*年間です。図面は62から63ページになります。場所は、議案8ページで説明した農地ですので、説明は割愛します。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、64ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案61ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件については、許可することで決定致します。

議 長 次に65ページ、譲渡人「\*\*\*\*\*」さん、譲受人「\*\*\*\*」さんについて、審議いたします。事務局の説明を、お願いします。

事務局 議案65ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字\*\*\*\*\*番地\*\*」本\*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「\*」で\*\*\*\*\*平方メートルです。譲渡人は「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*\*\*」「\*\*\*\*\*」さん。譲受人は「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の\*\*」「\*\*\*\*\*」さんです。譲渡理由は「貸付地の売渡し」、譲受理由は「譲渡人から買受けし、農業経営を確立する。」対価は\*\*\*\*\*円で、\*の単価は\*\*\*\*\*円です。図面は66ページになります。場所は、議案11ページで説明した農地ですので、説明は割愛します。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、67ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案65ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員 ありません。

議 長 それでは、この件については、許可することで決定致します。

議 長 次に68ページ、譲渡人「\*\*\*\*」さん、譲受人「\*\*\*\*」さんについて、審議いたします。この件については、\*\*委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に基づき\*\*委員に一時退席を願います。関係議事終了後に入室着席して頂きます。

~~~ (\*\*委員退席) ~~~

事務局の説明を、お願いします。

事務局 議案68ページをお開き下さい。1.土地及び関係人の表示、所在は「字\*\*\*\*\*番地\*\*」他\*筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、農地の面積は「\*」が\*\*\*\*\*平方メートル、「\*」が\*\*\*平方メートル、合計\*\*\*\*\*平方メートルです。譲渡人は「浦臼町字\*\*\*\*\*番地の



は割愛いたします。また、\*\*\*\*\*は\*\*\*\*\*であり、農地保有合理化事業の実施によって利用権の設定等を受ける事になりますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合してなくても良いこととなっているため調査書は添付しておりません。議案72ページの説明は以上であります。

議 長           この件につきましては、「あっせん」を行っておりますので、あっせん委員長から現地調査を含めて報告をお願いします。

三次委員長     この農地は、11月8日に現地調査をしております。基盤整備の実績がありまして、農道、排水、畦についており、土質も堤防地で地質もよく情勢も考慮し、この単価になりました。以上です。

議 長           ありがとうございます。これより、この件についてご意見、ご質問をお受けします。

委 員           ありません。

議 長           それでは、この件につきましては、許可することで決定致します。

議 長           以上で本日提案されました議案は、全て審議終了しました。これをもちまして、第4回浦臼町農業委員会総会を閉会致します。